

青森県報

第四千三百十三号

平成二十九年
六月十九日
(月曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(保健衛生課) ……一
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……一
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………(同) ……二
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……三
 - 保安林の指定予定……………(林政課) ……三
- 公 告
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……三
 - 右 同……………(同) ……四
 - 右 同……………(同) ……四
 - 建設業者の許可の取消し……………(上北地域
県民局) ……四
 - 右 同……………(同) ……四
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(事務局) ……五
 - 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……五

告 示

正 誤

○ 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出 (同) ……六

○ 平成二十九年六月二日定例公安委員会中……………(警察本部
会計課) ……六

青森県告示第四百七十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十九年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 日 |
|-----------|--------------------|--------------|
| 七ツ石内科 | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字七ツ石町二七の一 | 平成 二九・五・一 |
| 西十一番クリニック | 十和田市西十一番町四〇の三八 | 二九・六・一 |
| いろは薬局小中野店 | 八戸市小中野二丁目一七の四 | ク |

青森県告示第四百七十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十九年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | | |
|---------------------------|----------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
| 定難 医病 指 | 定難 医病 指 | 定難 医病 指 | 定難 医病 指 | 定難 医病 指 | 定難 医病 指 | 定難 医病 指 | 定難 医病 指 |
| 成田 直史 | 牛尾 晶 | 八戸 赤十字 病院 | 八戸市 東白山台 二丁目三 四の一六 | 八戸市 大字田面 木字中明 戸二 | 青森市 大字石江 一〇九の 一八 | 青森市 松原三丁 目一三の 二一 | 青森市 松原三丁 目一三の 二一 |
| リ西 ニ十 ツ一 ク番 ク | 十和 和田 市立 中央 病院 | うし お内 科 クリ ニツ ク | 泌尿 器科 内科 消化 器内 科 | 泌尿 器科 内科 消化 器内 科 | 脳神 経外 科 | 内科 | 内科 |
| 二五 ・五 ・三 | 二五 ・六 ・一 | 二五 ・五 ・二 | 二五 ・五 ・二 | 二五 ・五 ・二 | 二五 ・五 ・二 | 二五 ・五 ・八 | 二五 ・五 ・八 |

青森県告示第四百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十九年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|----------|-------------|------------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 辞 退 年 月 日 |
| リヅ調剤薬局堤店 | 青森市堤町二丁目三の一 | 平成 二五・五・三 |

青森県告示第四百八十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林子定森林の所在場所

弘前市大字兼平字山下林添七八、一〇六の一（次の図に示す部分に限る。）、字長ヶ沢二二の三、二二の五

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、三省地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年六月二十日から同年七月十八日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、一本木沢地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年六月二十日から同年七月十八日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、粒ヶ谷地地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年六月二十日から同年七月十八日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社富士エンジニアリング

二 代表者の氏名 佐々木隆二

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駁字家ノ前五七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第一六二五八号

五 取消年月日 平成二十九年五月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年四月四日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社東奥電気
- 二 代表者の氏名 中野渡寛之
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字西小稲一五六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一二八)第一四一七〇号
- 五 取消年月日 平成二十九年五月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年六月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

| 政治団体の名称 (代表者氏名) | | 異動事項 | 異 年 月 日 動 |
|----------------------|--------------------|------|--|
| 自由民主党田子町支部 (澤口 勝) | 主たる事務所の所在地 | 新 | |
| 北田 騰 | 三戸郡田子町大字田子字田子三 | 旧 | 平 成 二 九 年 六 月 十 九 日 |
| 宇藤 大介 | 三戸郡田子町大字田子字野々上六四の三 | | |

政党以外の政治団体

| 政治団体の名称 (代表者氏名) | | 異動事項 | 異 年 月 日 動 |
|----------------------------|-----|------|--|
| 自由民主党青森県 宅建支部 (橋場 寛) | 代表者 | 新 | |
| 自由民主党八戸市 支部 (清水 悦郎) | 代表者 | 旧 | 平 成 二 九 年 五 月 二 十 日 |
| 代表者 | 代表者 | | |
| 代表者 | 代表者 | | |
| 代表者 | 代表者 | | |

青森県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年六月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 解散年月日 |
|---------|-------|----------|
| 五月会 | 神山 久志 | 平成二九・三・三 |

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年六月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

| | |
|----------|------------------|
| 神山久志 | 資金管理団体の届出をした者の氏名 |
| 五月会 | 資金管理団体の名称 |
| 平成三〇・三・三 | 資金管理団体でなくなった年月日 |

正

誤

警察本部会計課

| | | | | | |
|--------------------|--------|-----|--------|-----------------|---------------|
| 発行年月日 発行番号 | 区 分 | ページ | 段 行 | 誤 | 正 |
| 平成三〇・六・二 第四三〇六号 | 公安委員会 | 五 | 上 五 | 平成二十九年六月二十三日までに | 平成二十九年七月三日までに |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭